

# 企画競争説明書

業務名称：ケニア国循環型社会促進に向けた廃棄物管理能力強化プロジェクト

調達管理番号：23a00903

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年2月7日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2024年2月7日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ケニア国循環型社会促進に向けた廃棄物管理能力強化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - ( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)
  - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間(予定)：2024年4月 ～ 2029年4月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2024年4月 ～ 2025年10月

第2期：2025年11月 ～ 2027年5月

第3期：2027年6月 ～ 2029年4月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

#### 第1期

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の26%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の14%を限度とする。

#### 第2期

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の26%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の14%を限度とする。

#### 第3期

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の21%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の19%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : [outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス : [Shioda.Saki@jica.go.jp](mailto:Shioda.Saki@jica.go.jp)

### (2) 事業実施担当部

地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ環境管理・気候変動対策第2チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

| No. | 項目                       | 期限日時   |
|-----|--------------------------|--|
| 1   | 配付依頼受付期限                 | 2024年2月13日 12時   |
| 2   | 企画競争説明書に対する質問            | 2024年2月15日 12時   |
| 3   | 質問への回答                   | 2024年2月20日   |
| 4   | プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼      | プロポーザル等の提出期限日の<br>4営業日前から1営業日前の正午まで  |
| 5   | 本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日 | 2024年3月5日 12時  |
| 6   | プレゼンテーション                | 行いません。   |
| 7   | 評価結果の通知日                 | 2024年3月14日   |
| 8   | 技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）  | 評価結果の通知メールの送付日の翌日から<br>起算して7営業日以内<br>(申込先：<br><a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> )<br>※2023年7月公示から変更となりました。 |

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ケニア国循環型社会推進能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：23a00240）の受注者（株式会社アイコンズ）及び同業務の業務従事者

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### （1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛、  
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### （2）質問への回答

上記4.（3）日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA調達・派遣業務部より送付された格納先URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

- ⑦ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

- 3) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD内のフォルダに格納せず、パスワードを設定したPDFファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。  
なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

- (4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

- (1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加

点・斟酌されず。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第 1 位と第 2 位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 11. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023 年 11 月から 2024 年 1 月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4 月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。



## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

##### 【JICAが主な活動レベルまでを提示する場合】

- ・ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- ・ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- ・ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

| No. | 提案を求める事項           | 特記仕様書（案）での該当条項 |
|-----|--------------------|----------------|
| 1   | 資源循環を構成する要素の網羅的な分析 | 第3条2（5）        |

|   |  |           |
|---|--|-----------|
| 2 | 資源回収の仕組み構築のために他地域へのモデル事業となるパイロット事業の提案と実施 | 第3条2 (6)  |
| 3 | 長期専門家との協働方針                              | 第3条2 (8)  |
| 4 | 国内外の資源循環に関する事例や人材の活用                     | 第3条2 (10) |

### 3. その他の留意点

- ・ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- ・ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）。
- ・ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

## 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

## 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2023年7月下旬から8月中旬
- ・ RD署名：2023年10月26日

## 第3条 実施方針及び留意事項

### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

#### (1) 広範なステークホルダーとの連携を通じた資源回収促進強化

本プロジェクトは、適正な廃棄物管理を促進し、健康で安全な生活の実現を目指すJICAのグローバル・アジェンダ「JICAクリーン・シティ・イニシアティブ」（以下JCCI）のクラスター事業戦略<sup>1</sup>に則り実施する。ケニアでは、廃棄物管理の適正化及び資源循環に関する法制度が整備されており、本プロジェクトにおいては事業戦略における第3段階「広範な主体による循環型社会の推進」を目指した活動を行う。公的機関のみならず、民間事業者や市民団体、インフォーマルセクター等の広範なアクターとの連携を図ることが重要である。

#### (2) ケニアの課題・特性を踏まえたプロジェクト運営

クラスター事業戦略シナリオの第3段階「広範な主体による循環型社会の推進」は、上位中所得国の経済レベルを想定して策定されている。ただし、ケニアにおいては、第1段階「廃棄物管理フローの確立、公衆衛生の改善」および第2段階「適正な廃棄物管理や減量化による環境負荷の軽減」に関する課題が依然として散見される。一方で、急速な産業発展や世界的な資源循環への転換に対する期待の高まりから、ケニア政府は第3段階「広範な主体による循環型社会の推進」を目指す政策を掲げている。都市部であっても未熟な廃棄物収集体制、脆弱な公的機関の管理体制といった課題がある中で、民間セクターやインフォーマルセクターとの協調の下、第3段階

<sup>1</sup> JCCIクラスター事業戦略「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」  
([https://www.jica.go.jp/activities/issues/env\\_manage/\\_icsFiles/afieldfile/2023/09/29/cluster\\_strategy.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/env_manage/_icsFiles/afieldfile/2023/09/29/cluster_strategy.pdf))

の循環型社会の推進に貢献することが求められている。

### (3) 活動計画の柔軟な見直し

R/Dに添付のPDM及びP0は2023年8月時点でケニア政府と協議し合意したものであるが、プロジェクト開始後にもケニア側の動向を観察しながら柔軟に活動計画を見直していく方針である。Extended Producer Responsibility (EPR) 規則案が最終化されたものの未だ施行されていないことや、多数のドナーが類似した活動を同時展開していること等を踏まえ、プロジェクト期間中に活動計画を数度見直す可能性が高い。本プロジェクトの主なC/P機関は、環境・気候変動・森林省 (MoECCF) 及び国家環境管理局 (NEMA) となっている一方で、事業実施郡政府としてナイロビ市、キアンブ郡及びモンバサ郡を選定している。これら3つの郡政府での活動が先方のコミットメント不足等の理由により活動継続が困難となる場合は、プロジェクト対象郡政府の変更を検討する可能性がある旨を詳細計画策定調査においてMoECCF及びNEMAと確認している。受注者はプロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を理解し、必要に応じプロジェクトの方向性について長期専門家と相談し、活動計画の見直しについても発注者に対して提言を行うことが求められる。

### (4) 成果の定量的・定性的な可視化

本プロジェクトでは、主な事業実施地域を3つの郡政府に設定しているが、いずれも人口規模数百万の行政地区であり、特定郡における廃棄物管理の抜本的な課題解決に寄与する体系的な活動を実施することは困難である。しかしながら、各郡が抱える課題や支援ニーズを丁寧に汲み取り、各成果における活動を着実に実施することで、ケニア政府の掲げる資源回収促進や廃棄物管理の適正化に対するモデル事例を形成することが可能となる。また、プロジェクトによってもたらされる成果については、Project DirectorとなるMoECCFの次官や、活動地となる3つの郡政府の郡知事や環境局の責任者に継続的に共有し、プロジェクトがもたらす便益を示し、各行政機関のオーナーシップを向上させる取り組みが求められる。そのため、各活動における成果を確実に記録し、定量的・定性的に活動の成果を見えやすいように整理することが求められる。

### (5) 資源循環を構成する要素の網羅的な分析

ケニアにおける資源回収・リサイクルの制度構築は未だ発展途上であり、リサイクル施設での環境対策の未実施、物流コストの不適切な負担分配、非効率的なリサイクル方法等の課題<sup>2</sup>が確認されている。受注者は、資源回収・リサイクルの発展に向けて、MoECCF、NEMA、郡政府、民間セクター、インフォーマルセクター等、資源循環を構成するアクターが抱える課題を網羅的かつ的確に分析することが求められる。技術要素のみならず、制度、組織、社会、財政、環境配慮等の包括的な分析視点が必要である<sup>3</sup>。

#### (6) 資源回収促進のために他地域へのモデル事案となるパイロット事業の提案と実施

ケニアの資源回収・リサイクルに関わる主な主体の役割はSustainable Waste Management Actに示されているが、それぞれの主体が有機的に連携するための取り組みが具体化されているとは言い難い。例えば、各郡政府による廃棄物管理計画の策定や条例の制定、Material Recovery Facility (MRF) の活用など、具体的な実施手法や体制の構築手法が伴わない目標が数多く見受けられる。ケニア側が掲げる資源回収促進、廃棄物管理の適正化に対するモデル事例を形成するため、発生源、収集運搬、保管、再資源化といった廃棄物処理フローの各過程において、パイロット事業を実施していく必要がある。成果1、2、3に対して行うパイロット活動において、受注者は長期専門家と協働しながら、他の郡政府にも資源回収や廃棄物の適正処理の事例となり得るパイロット事業案の策定及び実施を行う<sup>4</sup>。

#### (7) MRF の活用方法の具体化

Sustainable Waste Management Actに示されるMRFについては、ケニアでは未だ具体的な施設の役割、運用の基準が決まっておらず、施設整備の基準やガイドラインを定めることは、NEMA及び郡政府の強いニーズである。先行して2024年3月より業務を開始する長期専門家は、ケニアの郡政府（ナ

---

<sup>2</sup> 詳細計画策定調査報告書参照のこと。

<sup>3</sup> 資源循環を構成する要素を網羅的かつ的確に分析する手法についてプロポーザルで提案すること。資源循環の制度は国や地域によって異なり、どの状況にも適応する万能な改善手法は存在し得ない。様々な国や地域の事例分析を活かしつつケニアの現地事情を踏まえた分析を求める。

<sup>4</sup> 成果を最大化するためのパイロット事業の提案・実施手法についてプロポーザルで提案すること。ケニア側が掲げる資源回収・リサイクルの目的は野心的であり、現状と大きなギャップがある。現状課題を挙げればきりが無い状況の下、本プロジェクトの投入を考慮しながら、活動成果を最大化するためにパイロット事業を具体化し提案・実施することを求める。なお、提案にあたっては配布資料を参照のこと。

イロビ市、モンバサ郡等)でドナー機関やNGOが支援する先行事例の情報収集を行う。受注者は、その結果を踏まえたMRF整備・運営にかかる課題抽出ならびに、MRFが持続的に活動するための会計基準、許可基準、データマネジメント等の必要な条件を整理することが求められる。

#### (8) 長期専門家との連携体制

本契約の受注者は、長期専門家2名と連携しながらプロジェクト活動を実施する。2024年3月より派遣される長期専門家は、C/Pや他ドナー及び関連組織との関係構築を行い、受注者への情報共有に努める。加えて、長期専門家は受注者の資源回収及び廃棄物管理に関する専門性を最大限活かすため、現地パイロット事業の準備、C/Pを含める現地関係者との連絡など、受注者の活動に必要な調整業務を行う。そのため、「第6条 再委託」に記載の通り受注者が現地関係者との調整を行うことを目的とした現地傭人の雇上は不要とする。

受注者は、長期専門家によるプロジェクト全体総括の下、全ての活動に関して長期専門家と緊密に連携し、互いの利点を活かしてプロジェクト目標の達成に邁進することが求められる<sup>5</sup>。

#### (9) 民間セクター・インフォーマルセクターとの対話と連携

ケニアにおいて、実際に資源回収・リサイクルの担い手となっているのは民間のリサイクル企業及びインフォーマルセクターである。本プロジェクトにおけるC/P機関は中央政府及び郡政府であるが、有価物の回収や資源化に従事している民間企業、インフォーマルなウェストピッカー等との対話を通して現状課題の分析を行い、改善すべき点を探る必要がある。受注者は、長期専門家と共に、民間の業界団体やリサイクル企業、インフォーマルセクター団体等との対話を積極的に行い、効果的な連携手法を検討し、実施することが求められる。

#### (10) 国内外の資源循環に関する事例や人材の活用

受注者は、国内外の資源循環に関する制度や、資源回収事業の事例等から、グッドプラクティスや教訓を抽出し、本プロジェクトへの活用を検討

---

<sup>5</sup> 長期専門家との連携手法及び方針についてプロポーザルで提案すること。第2章特記仕様書案を確認の上、長期専門家が行う業務との不要な重複を避け、活動進捗や活動方向性の共有が的確に実施されるように業務を行うこと。

する<sup>6</sup>。国内外の資源循環に関する人材、民間企業、政府機関等より、プロジェクト活動に有益な情報が得られる場合には、発注者及び長期専門家へ相談の上、意見交換会やセミナーを実施すること。一方、ケニア側C/Pを対象に実施することが有益な場合には、ケニア側のプロジェクト関係者を対象にセミナー等を実施する。ケニア側のプロジェクト関係者とは、中央政府や郡政府のみならず、プロジェクト実施に関係する民間企業や市民団体等も含む。

※意見交換会やセミナーはオンラインでの実施を基本とし、必要と想定される費用については本見積に含める。

#### (11) 多様な媒体を通じた成果発信

長期専門家は、アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）の事務局を務めるUN-Habitatと連携しつつ、本プロジェクトで生み出される成果や知見をアフリカの他都市へ発信する。受注者は知見共有セミナーの実施や広報記事の作成に協力すること。また、ACCPに限らず、他のアフリカ地域への知見共有手段として有益な媒体があれば発注者及び長期専門家へ提案し、プロジェクト成果の対外的な発信を行う。

### 第4条 業務の内容

#### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

#### 2. 本業務にかかる事項

##### (1) プロジェクトの活動に関する業務

本プロジェクトにおいては、受注者はいずれのプロジェクト成果に対しても長期専門家と連携した活動が求められる。成果1「ナイロビ市での資源回収手法の構築」および成果2「モンバサ郡におけるMRFの活用手法の構築」に関しては、先行して長期専門家が2024年3月から現地活動を開始することから、受注者は長期専門家の収集した情報を基にパイロット事業地の選定及び一連の活動を行うこととなる。成果3「キアンブ郡の最終処分場改善を通じた資源回収手法の構築」において長期専門家をメインに一連の処

---

<sup>6</sup> 国内外の資源循環に関する人材や組織からの情報や知見の共有可能性についてプロポーザルで提案すること。応募者が想定する人材や組織名を記載し、どのような情報や知見が得られるのか整理し、提案を行うこと。

分場改善活動を実施するが、資源回収の手法構築に関しては受注者と連携して実施する。成果4「郡政府間における廃棄物管理や資源回収の経験の共有」に関しても、長期専門家のネットワークを活かして活動を実施するが、効果的な資源回収手法の提言、ケニア国内外への知見の共有については受注者と長期専門家が連携して活動を実施する。いずれの活動においても、長期専門家は現地業務の状況に関して情報共有を続けていくことから、受注者は長期専門家の収集する情報や現地調整業務を活用し、効率的にプロジェクト活動を行う。

なお、現在のPDM 及びP0は2023年8月時点でケニア政府と協議し合意したものであるが、プロジェクト開始後にもケニア側の動向を観察しながら柔軟に計画を見直す方針である。

① 成果1「ナイロビ市における資源回収手法の構築」に関わる活動

先行して長期専門家が現地入りし、現状調査を行う。パイロット事業に関しては、民間企業、NGO、他ドナー、Producers Responsibility Organization (PRO)との連携が不可欠であり、長期専門家は活動1-1を実施し、有益な連携先について情報収集を行う。受注者は活動1-1での情報収集の項目設定や分析を支援しつつ、活動1-2以降の活動を実施する。活動1-4、1-5、1-9においては、ナイロビ市関係者と共にタスクフォース<sup>7</sup>を形成し、活動を実施するが、タスクフォースとの連絡調整は主に長期専門家が行う。

受注者は活動1-2、1-3に示されるパイロット事業の対象地域及び計画の決定、MRFの必要性の検証、活動1-5、1-6、1-7、1-8に示されるパイロット事業の実施、研修の実施、モニタリング、活動1-10に示される提言の取りまとめを長期専門家と共同で実施する。

活動1-1：ナイロビ市に関するデータ・情報の収集と分析を行う。

活動1-2：パイロット事業の対象地域を決定する。

活動1-3：対象となるリサイクル可能な廃棄物を分析・特定し、MRFの必要性を検証する。

活動1-4：パイロット事業の計画を策定し、タスクフォースからの承認を得る。

活動1-5：タスクフォースにより承認された計画に基づき、パイロット事業

<sup>7</sup> 詳細計画策定調査報告書p. 94, 95を参照のこと。タスクフォースは成果1から3を実施するに際し、各郡政府担当者との連絡調整を円滑にするため、活動に係る関係者を特定し組成する。



を実施する。

活動1-6：廃棄物の分別など、環境意識向上の啓発活動を実施する。

活動1-7：資源回収マニュアルを作成し関連するステークホルダーとカウンティ政府職員を対象とした研修を実施する。

活動1-8：パイロット事業のモニタリングを行い、課題を特定する。

活動1-9：タスクフォース会合を開催する。

活動1-10：ナイロビ市における資源回収システム構築のための成果、課題、教訓、提言を取りまとめる。

## ② 成果2「モンバサ郡における MRF の活用手法の構築」に関わる活動

成果2に関しても長期専門家が先行して現状調査を行う。パイロット事業に関して、民間企業やNGO、PROとの連携が不可欠であり、長期専門家は活動2-1を実施し、有益な連携先について情報収集を行う。受注者は活動2-1での情報収集の項目設定や分析を支援しつつ、活動2-2以降の活動を実施する。活動2-4、2-5、2-8においては、モンバサ郡関係者と共にタスクフォースを形成し、活動を実施するが、タスクフォースとの連絡調整は主に長期専門家が行う。

受注者は活動2-2、2-3に示されるパイロット事業の対象地及び、MRFの必要性の検証、活動2-5、2-6、2-7に示されるパイロット事業の実施、MRF基準の作成、研修の実施、モニタリング、活動2-9に示される提言の取りまとめを長期専門家と共同で実施する。

なお、モンバサ郡においては、European Investment Bank (EIB) やWorld Wide Fund for Nature (WWF) 等の他ドナーが活発に活動を展開しており、長期専門家は他ドナーの活動進捗の情報収集に努め、受注者と共有する。他ドナーの活動状況によって柔軟に活動計画を見直しながらプロジェクトを実施する。

活動2-1：モンバサ郡のデータと情報を収集・分析する。

活動2-2：パイロット事業の対象地域を決定する。

活動2-3：対象となるリサイクル可能な廃棄物を分析・特定し、MRFの必要性を検証する。

活動2-4：パイロット事業の計画を策定し、タスクフォースによって承認される。

活動2-5：タスクフォースにより承認された計画に基づき、パイロット事業

を実施する。

活動2-6：廃棄物の分別など、環境意識向上の啓発活動を実施する。

活動2-7：MRFのマニュアルとガイドラインの作成を支援する。

活動2-8：タスクフォース会合を開催する。

活動2-9：モン巴萨郡における資源回収システム構築のための成果、課題、教訓、提言を取りまとめる。

### ③ 成果3「キアンプ郡の最終処分場改善を通じた資源回収手法の構築」に関わる活動

成果3に関しては、長期専門家を中心に活動を行う計画であるが、特に活動3-4、3-5に対しては、受注者は長期専門家と連携し、最終処分場の持続的な運営体制を確保するための財務基盤整備にかかる支援や効率的な資源回収モデルの形成に努めること。活動3-1、3-2、3-3、3-6に関して、最終処分場の改善はキアンプ郡職員が過去に日本側から受けた研修や独自のノウハウに基づき実施する予定であり、長期専門家がその実施を支援する前提とする。受注者は最終処分場の改善計画の策定や実施に際し、インフォーマルセクターを中心とした資源回収向上のために必要な最終処分場のレイアウト案、動線計画、運営計画等に関してキアンプ郡及び長期専門家へ助言を行う。

なお、活動3-1、3-2の実施の際には、最終処分場の運営改善および資源回収量の向上を図るために、トラックスケールを設置して最終処分場に持ち込まれる廃棄物量の記録を行うことが必要となる。トラックスケールの調達については、「第7条 機材調達」に定める通り、受注者が実施する。受注者は長期専門家と協力し、トラックスケールが適切に運用され、継続的に廃棄物量の測定が行われるようにキアンプ郡に助言を行う。

活動3-1：既存施設の改善、福岡方式埋立区画の活用及び拡張計画を含む、最終処分場全体の施設管理計画を策定する。

活動3-2：既存のインフラと技術を改善するためのパイロット事業を実施する。

活動3-3：福岡方式埋立区画への廃棄物搬入を推進し、浸出水、埋立ガス等のモニタリングを実施する。

活動3-4：インフォーマルセクターや民間企業との対話を通じて、最終処分場での資源回収の効率化を図るための事業計画を策定する。

活動3-5：最終処分場における資源回収の効率化のためのパイロット事業を実施し、評価と課題の特定に必要な情報をまとめる。

活動3-6：最終処分場の管理を改善し、福岡方式を普及させるため、中央政府・郡政府職員向けの研修を実施する。

④ 成果4「郡政府間における廃棄物管理や資源回収の経験の共有」に関わる活動

成果4に関しては、長期専門家が構築する現地ネットワークを最大限に活かして活動を実施し、各活動に示されるケニア側関係者とのネットワーキングやワークショップ計画、現地調整などは長期専門家が率先して行う。受注者は、本プロジェクトによって提案されるアクションプランや、ワーキンググループでの議論がケニアにおける資源回収促進および廃棄物管理改善に貢献するために、法制度面、組織面、社会面、財政面、技術面、環境配慮面等、途上国における廃棄物管理分野で頻出する課題<sup>8</sup>を踏まえ、包括的な分析視点から助言や支援を行う。

2024年1月時点において、既にケニア側のニーズに変化があり、MRFの活用手法にかかるガイドライン策定が急がれている。長期専門家は活動4-1、4-2で定めた計画の下、現地活動開始後早期にMRF稼働促進のためのアクションプランの策定、ワーキンググループの設置を行う。受注者は長期専門家と共に、「第6条 再委託」に定めた「1. MRF Tool Kit策定」および「2. MRF運営データ管理及び財政モデル分析」の業務に取り組み、MRF稼働に係る課題整理や技術面・運営面の基準案策定を行う。また、同様に活動4-1、4-2で定めた計画の下、JICA民間連携事業<sup>9</sup>で実施されたジョモケニアッタ大学でのPETリサイクルシステム構築の成果と連携し、PETリサイクル促進のための活動を実施する。受注者は長期専門家と共に、「第6条 再委託」に定めた「3. 廃PETリサイクル技術指針・PPPガイドライン作成」に取り組み、民間リサイクル企業の技術革新促進や、技術面・運営面における基準案策定を行う。これらの業務に関して現地再委託を認める。

<sup>8</sup> 途上国での頻出課題については「開発途上国廃棄物分野のキャパシティディベロップメント支援のために-第2章廃棄物分野への支援における課題の観点と捉え方-」([https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11772597\\_01.pdf](https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11772597_01.pdf))を参照のこと。

<sup>9</sup> 「使用済みペットボトル再資源化のための普及・実証・ビジネス化事業」([https://www2.jica.go.jp/ja/priv\\_sme\\_partner/index.php?r=site%2Findex&rg%5B0%5D=10&ct%5B0%5D=123&yt=&pj=&cp=&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2&page=3](https://www2.jica.go.jp/ja/priv_sme_partner/index.php?r=site%2Findex&rg%5B0%5D=10&ct%5B0%5D=123&yt=&pj=&cp=&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2&page=3))

- 活動4-1：地域レベルのネットワークを構築し、廃棄物の適正処理と資源回収のモデル事業を普及させるためのアクションプランを策定する。
- 活動4-2：アクションプランに基づき、廃棄物管理・資源回収を推進するためのテーマ別ワーキンググループを設置する。
- 活動4-3：関連ドナー、民間企業、ACCPと廃棄物適正処理・資源回収のための協働アクションを実施する。
- 活動4-4：各ワーキンググループの活動を通じて得られた成果や課題をステークホルダー間で共有し、ケニアにおける資源回収促進のための提言をまとめる。
- 活動4-5：各ワーキンググループのテーマに基づいたワークショップの開催を支援する。
- 活動4-6：成果1から3で得られたデータを収集・分析する。
- 活動4-7：成果1から3のパイロット事業から得られた経験や教訓をケニアの郡政府間で共有するためのワークショップを開催する。
- 活動4-8：広報活動を実施する。

## (2) 現地研修

活動1-7、活動3-6の現地研修の想定規模は以下のとおり。なお、長期専門家の現地活動費で実施するため、見積計上は不要である。

また、成果4に対する各活動において、ワークショップが計画されているが、ケニア側の負担もしくは長期専門家の現地活動費で実施するため見積計上は不要である。

|      |   |
|------|---|
| 目的   | 資源回収（活動1-7）や処分場改善（活動3-6）の手法に関して、他の郡政府との知見・経験の共有   |
| 実施回数 | 約10回（年間2回程度）                                      |
| 対象者  | ナイロビ市、モンバサ郡、キアンブ郡、関連する民間企業、PRO、NGO、CBO、政府機関、ドナー機関 |
| 参加者数 | 約30名/回  |
| 開催期間 | 約1～2日/回   |
| 実施場所 | ナイロビ市、キアンブ郡を想定                                    |
| 実施形態 | 対面・オンライン併用  |

## (3) 招へい

本プロジェクトでは、招へいを実施する。

招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

|         |  |
|---------|--|
| 目的・研修内容 | キアンブ郡における福岡方式を用いた最終処分場改善に関して福岡市及び福岡大学との意見交換及び日本の処分場改善事例の共有 |
| 実施回数    | 1回   |
| 対象者     | MoECCF職員、キアンブ郡政府高官（知事を含むことを想定）                             |
| 参加者数    | 約5名  |
| 研修日数    | 約7日（移動日を含む）  |

※招へいに係る現地調整業務は長期専門家が実施する。受注者は国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を行う。

#### （４）その他

##### ① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関にデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

##### ② ベースライン調査

- プロジェクト目標・成果の達成状況をモニタリング・評価するための定量的・定性的な指標について、受注者は長期専門家が提案する指標案について助言し、具体的な指標入手手段やモニタリングに向けた体制を整える。
- PDM に設定されるプロジェクト目標・成果の指標以外にも、長期専門家は広

範なステークホルダーに対してプロジェクトがもたらす社会影響のモニタリングを行うことを想定している。リサイクル企業等の民間企業、PR0、NGO、ウェストピッカー等の資源回収量や住民の環境意識の変化、プロジェクトの認知度等を調査対象とする予定である。プロジェクトがもたらす正と負の影響を幅広く調査し、中間調査・エンドライン調査におけるモニタリング項目として活用するため、受注者は長期専門家と協議し、モニタリング体制を整える。

### ③ 中間調査・エンドライン調査

- プロジェクトの目標・成果の達成状況を評価するため、受注者は長期専門家と共にプロジェクト開始後2年半から3年経過時点における中間調査、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施する。また、プロジェクト期間中に生じたプロジェクト全体の軌道修正や活動変更がどのような影響を及ぼしたかについても調査する。C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、調査の枠組みや項目については、調査開始前に長期専門家や発注者と確認し、結果をC/Pに共有する。
- ベースライン調査で計測対象とした広範なステークホルダーに対する社会影響についても長期専門家と共に中間調査及びエンドライン調査を実施する。C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、調査の枠組みや項目については、調査開始前に長期専門家や発注者と確認し、結果をC/Pに共有する。

### ④ ジェンダー主流化に資する活動

- 合意文書及び事前評価表に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動を長期専門家と共に実施する。
- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

## 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

| 報告書名  | 提出時期                      | 言語     | 形態    | 部数 |
|---|---------------------------|--------|-------|----|
| 業務計画書   | 契約締結後10営業日以内              | 日本語    | 電子データ | 1部 |
| ワーク・プラン<br>※長期専門家が初稿作成                                  | 業務開始から1か月以内               | 英語     | 電子データ | 1部 |
| モニタリングシート<br>※長期専門家が初稿作成                                | 別途指定<br>(年1回以上の頻度)        | 英語     | 電子データ | 1部 |
| 業務進捗報告書①<br>※長期専門家と共同作成                                 | 第1期契約履行期限末日<br>(2025年10月) | 日本語    | CD-R  | 1部 |
| 業務進捗報告書②<br>※長期専門家と共同作成                                 | 第2期契約履行期限末日<br>(2027年5月)  | 日本語    | CD-R  | 1部 |
| 事業完了報告書／<br>Project Completion<br>Report<br>※長期専門家と共同作成 | 契約履行期限末日 (2029年4月)        | 日本語／英語 | CD-R  | 1部 |

- 事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途に C/P と合同でドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。長期専門家が先行して現地業務を開始するため、長期専門家がワーク・プラン初稿をドラフトする。本契約締結後、長期専門家はドラフト版を提示し、受注者は実施方針や業務計画、要員の計画等に関して長期専門家と協議を行う。その後、C/Pとの協議・合意を踏まえて、受注者はワーク・プランを最終化させる。最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者、長期専門家、受注者で協議、確認する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき、長期専門家が初稿をドラフトする。受注者は業務の進捗に応じて、初稿の修正・加筆を行い、長期専門家と共に最終化する。

(4) 業務進捗報告書

長期専門家と共同で作成する。最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者、長期専門家、受注者で協議、確認する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）



- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

#### （5）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき、長期専門家と共同で作成する。最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者、長期専門家、受注者で協議、確認する。

## 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関、長期専門家及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえた上で最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- ・トラックスケール運用マニュアル（本業務での機材調達を想定）

## 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、長期専門家と合同で以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。発注者及びJICAケニア事務所に対し、原則として月に1度オンラインツールを用いて、長期専門家と合同で月報の内容を報告すること。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）

#### (4) 活動に関する写真

### 第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。以下の活動に関する背景や必要性については、「第4条 2.(1)プロジェクトの活動に関する業務」を参照のこと。

|   | 項目                        | 仕様   | 数量 | 見積の取扱 |
|---|---------------------------|--|----|-------|
| 1 | MRF Tool Kit 策定           | MRF Tool Kit策定にかかる一連の業務（情報収集、記載項目の整理、関係者との調整）                      | 1回 | 定額計上  |
| 2 | MRF 運営のデータ管理及び財政モデル分析     | 既存のMRF運用事例よりデータ分析・コスト分析を行い、行政や民間の適切な費用負担の算出方法のモデル構築                | 1回 | 定額計上  |
| 2 | 廃PETリサイクル技術指針・PPPガイドライン作成 | JICA民間連携事業でジョモケニアアツタ大学に設置されたペレタイザー施設を活用したキアンブ郡内における廃PETのリサイクル活動の実施 | 1回 | 定額計上  |

※受注者が現地業務を行わない期間においても、長期専門家および長期専門家の備上する現地備人が活動していることから、現地機関との連絡調整業務や一般的な事務作業を想定する再委託は不要とする。プロジェクト成果発現のために必要な現地調整業務については、長期専門家を通して行うこと。

### 第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

|   | 機材名      | 仕様  | 数 | 機材の種別 | 見積の取扱 |
|---|----------|---|---|-------|-------|
| 1 | トラックスケール | 基本的な仕様及び設置場所については長期専門家が設置地となるキアンプ郡政府と協議する。<br>整地や設置工事を含む。 | 1 | 供与機材  | 定額計上  |

#### 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：案件概要表

別紙：共通留意事項

別添：別途派遣する長期専門家の業務内容

別紙：共通業務内容

## 案件概要表

## 1. 案件名（国名）

国名：ケニア共和国（ケニア）

案件名：循環型社会促進に向けた廃棄物管理能力強化プロジェクト

The Project for Promoting Circular Model of Environmentally Sound Solid Waste Management in Urban Areas

## 2. 事業の背景と必要性

## (1) ケニアにおける廃棄物管理の現状・課題及び本事業の位置付け

ケニアでは都市部の人口増加に伴い、急増する廃棄物への対応は喫緊の課題となっている。首都のナイロビ市では廃棄物収集率は60%程度に留まり、最終処分場はひっ迫し、衛生的な埋立・管理が行われていない等の課題を抱えており、中央政府及び郡政府における廃棄物管理担当部局の能力強化が必要である。一方、民間セクターにおいては設備投資のための資金を調達し、自主的に有価物の回収・再資源化事業に着手する事例が多数確認されている。廃棄物量が急増し多様化する状況に対して、民間のリサイクル企業が資源回収を牽引していることを踏まえ、官民連携の促進を図ることが重要である。

かかる状況の下、ケニア政府は国内の廃棄物管理体制の整備、資源回収の促進を目的として、2021年3月に Sustainable Waste Management Policy、2022年7月には Sustainable Waste Management Act を承認した。これらの新法令では、中央政府や郡政府、民間企業、市民等のアクターが、廃棄物の総合的な管理体制を構築し、資源回収を促進するための基本方針が示されている。また、発生源での分別を義務化し、一次収集後に Material Recovery Facility (MRF) における有価物回収を行うことにより、最終処分場で処理される廃棄物量を従来の5%程度まで削減する大胆な目標を掲げている。さらにケニア政府は、Extended Producer Responsibility (EPR) 規則の承認手続き中であり、廃棄物の発生源となる製造者や消費者の責任を明らかにし、資源回収を加速させる意向がある。EPR 規則の下では、産業界や民間企業を中心に Producer Responsibility Organization (PRO) が組織され、資源回収及びリサイクルをさらに促進させることが期待されている。

廃棄物管理の責任を担うのは郡政府であり、各郡政府においては新法令に対応するための検討が進められている。特に多くの人口を抱える都市部では資源回収促進に向けた取組が顕著であり、ナイロビ市では MRF の候補用地を選定

し、モンバサ郡では MRF 用の建屋が既に建設される等、MRF の活用による資源回収を促進させる意向がある。また、キアンブ郡では最終処分場において有価物の回収を行うインフォーマルセクターの有価物選別ヤードを整備することにより、最終処分場へ運ばれる廃棄物からの資源回収を効率化する意向がある。

しかしながら、新法令における数値目標や方針を達成するための具体的な政策実施手法やガイドラインは未だ設定されておらず、中央政府及び郡政府は新法令を推し進めるための実施体制を強化する必要がある。

本事業では、官民連携による資源回収の促進を実現するためにケニア政府の政策実施能力の強化を行うことに加え、収集運搬の効率化や最終処分場の改善等、郡政府の廃棄物管理能力強化を行い、ケニア都市部における資源回収及び廃棄物管理を推進する。

(2) ケニアにおける廃棄物管理セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対ケニア共和国国別開発協力方針（2020 年 9 月）では、重点課題に「環境」を位置づけ、都市における廃棄物管理能力強化に取り組む方針を明示している。また、対ケニア共和国 JICA 国別分析ペーパー（2018 年 3 月）においても、「都市環境改善」を主要課題と特定している。さらに、JICA のグローバル・アジェンダでは、適正な廃棄物管理を促進し、健康で安全な生活の実現を目指す「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」を推進している。本事業はこれら方針・分析等に合致するほか、SDGs ゴール 11（住み続けられるまちづくりを）にも貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

- ・デンマーク：デンマーク政府は廃棄物管理セクターを二国間協力の重点分野と位置付け、廃棄物分野における対ケニア戦略的協力（Kenya-Denmark Strategic Sector Cooperation: SSC）を実施している。これまで、Sustainable Waste Management Policy/ Act の策定に加え、EPR 規則の策定支援を行ってきた。2021 年から 2024 年を SSC のフェーズ 2 期間としており、EPR ガイドラインや廃棄物管理にかかるデータ収集等の支援を実施予定。
- ・国連人間居住計画（UN-Habitat）：ケニアの各郡政府における廃棄物の組成

調査（WaCT 調査<sup>10</sup>）の実施に加え、ナイロビ市で小規模の MRF を建設し、回収された有価物売却益による地域住民の収入向上と、低所得層の居住域における持続可能な廃棄物収集システムの確立を目的とした事業を計画している。また、アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）の事務局が設置されている。

- ・国際連合工業開発機構（UNIDO）：海洋プラスチックごみ対策に注力しており、廃プラスチックの資源循環をアフリカ各国で支援している。2021 年にケニアにおけるプラスチックバリューチェーン調査を実施し、ケニア国内でのプラスチックリサイクル状況の分析や、不適切に処理されるプラスチック量の削減に向けた政策的提言を取りまとめた。
- ・欧州開発銀行（EIB）：アフリカの沿岸国においてプラスチックごみの海洋流出を減らすためのインフラ投資プロジェクト（Clean Oceans Project Identification and Preparation）を実施中。
- ・世界自然保護基金（WWF）：ケニアにおけるプラスチックリサイクルの現状、EPR の実施に向けた課題分析に関するレポートを発行している。

### 3. 事業概要

#### （1）事業目的

本事業は、ケニア都市部において、新たな政策や法律で掲げる活動を実践するための実施体制強化及びパイロット事業を行うことにより、ケニア都市部における資源回収システムが構築され、もってケニアにおける資源循環が促進されるもの。

#### （2）プロジェクトサイト／対象地域名

ナイロビ市、キアンブ郡、モンバサ郡

#### （3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：環境・気候変動・森林省（MOCCEF）、国家環境管理局（NEMA）、郡政府（County Government）、Producer Responsibility Organization（PRO）、Private Recyclers、Community Based Organization（CBO）

最終受益者：ケニア都市部の住民（ナイロビ市：約 440 万人、キアンブ郡：約 240 万人、モンバサ郡：約 120 万人）<sup>11</sup>

#### （4）総事業費（日本側）

<sup>10</sup> 都市廃棄物の管理実績を評価・改善するためのツール「Waste Wise Cities Tool」の略

<sup>11</sup> 各郡の人口はケニア国勢調査（2019）に基づく

5.45 億円

(5) 事業実施期間

2024年3月～2029年3月を予定（計60カ月）

(6) 事業実施体制

C/P：環境・気候変動・森林省（MOECCF）廃棄物管理・公害防止局（Waste Management and Pollution Control Directorate）

主要連携機関：国家環境管理局（NEMA）、ナイロビ市（Nairobi City County）、キアンブ郡（Kiambu County）、モンバサ郡（Mombasa County）、Producer Responsibility Organization（PRO）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣：長期専門家（総括／廃棄物管理・廃棄物管理）約120人月  
：短期専門家（循環型社会制度・収集運搬・財務分析）
- ② 機材供与：最終処分場トラックスケール、MRF運営に必要な資機材等

2) ケニア国側

- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携

1) 我が国の援助活動

① ナイロビ市およびキアンブ郡への支援

1998年「ナイロビ市廃棄物管理計画調査」においてマスタープランが策定され、長期的なナイロビ市の廃棄物管理改善の方針が示された。その後、2012年から2016年にかけて技術協力プロジェクト「ナイロビ市廃棄物能力向上プロジェクト」が実施された。また、2021年から2023年にかけて個別専門家「廃棄物管理改善」を派遣し、ナイロビ市及びキアンブ郡を中心に廃棄物政策に関する政策分析及び民間企業の動向調査、最終処分場の改善支援を行った。これら一連の支援において、廃棄物量等の基礎データに関する分析、廃棄物収集運搬の課題整理、最終処分場の改善計画案が取りまとめられた。本事業においてベースライン調査を行う際には、これら一連の支援で得られた情報や分析結果を用いて、パイロットプロジェクトの計画策定を行う。

② その他の支援

2021年10月にアメリカミズアブ（BSF）によるたい肥化事業を実施しているサナジー社への海外投融資や、JICA民間連携事業において「使用済みペットボ

トル再資源化のための普及・実証・ビジネス化事業」（（株）ト部商事・2021年度採択）、「PHBH系コンパウンドによる生分解性レジ袋普及促進事業」（（株）カネカ・2018年採択）、「ケニア国自動車リサイクル事業のテストマーケティングにかかるビジネス化事業のテストマーケティングにかかるビジネス化実証事業」（会宝産業（株）・2022年度採択）などの案件を実施中。ケニアでは民間企業を中心に有価物の回収・再資源化が進められていることを踏まえ、ケニアの民間企業が必要としている再資源化技術やコンサルテーションのニーズに関する情報収集を行う。日本企業との連携による民間企業の技術力強化等の効果が期待される。

## 2) 他の開発協力機関等の援助活動

・デンマーク：デンマーク政府は、これまで、Sustainable Waste Management Policy/Actの策定に加え、Extended Producer Responsibility (EPR) 規則の策定支援を行い、さらに継続の支援を検討中。MOECCF や NEMA からは廃棄物分野でのトップドナーとして認識され、今後は上記新法案実施のための情報収集や EPR を実施するためのガイドライン策定に注力する意向を見せており、本事業で JICA が取り組む地方都市や民間企業による廃棄物管理体制や資源回収体制の強化と連携可能性がある。

・国連人間居住計画 (UN-Habitat)：UN-Habitat はナイロビに本部を置き、ACCP 事務局を務めていることから、本事業の成果や経験をアフリカの他の都市へ発信・共有するためのセミナーや研修等の実施における連携が求められる。また、ナイロビ市及び地域住民との協働により MRF で回収された有価物売却益による収入向上と低所得者層の居住域における廃棄物収集システムの確立を目的とした事業を計画中であり、在ケニアイタリア大使館の資金援助によりナイロビ市内で小規模 MRF を整備する予定である。新法案及び EPR を実現させるうえでは MRF の整備及び運用が重要視されているものの、ケニア国内で稼働している MRF は非常に少数であり、MRF 整備や運営にかかる基準等は作成されていない。UN-Habitat の事業によって整備される MRF を事例として整備・運用等のプロセス、課題や教訓の整理が共有されることで、本事業との連携が期待される。

・欧州投資銀行 (EIB)：2023年9月から9か月間の計画でモンバサ郡においてプラスチックの選別、回収、リサイクルに関するパイロット事業を実施している。事業実施に際して CBO との連携を進めている点は本事業計画と類似しており、EIB の事業で得られた知見や教訓が共有されることは本事業のパイロット事業計画に有益である。



・世界自然保護基金（WWF）：上記のモンバサ郡における EIB 案件の実施機関を務めている。今後もモンバサ郡での MRF 活用や CBO との連携を通じた資源回収強化について活動を継続する意向を示しており、今後の連携の検討が求められる。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：気候変動適応策及び緩和策については貢献の可能性があり、事業実施中に確認する。

3) ジェンダー分類：【対象外】（GI）ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件<分類理由>調査にて社会・ジェンダー分析がされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。ただし、住民等への排出分別啓発活動、女性を含むインフォーマルセクターへの研修やウェイストピッカーへの研修において、活動計画にジェンダー視点を取り入れることや、研修参加者のジェンダーバランスの配慮を行う予定。

(10) その他特記事項

安全対策：ケニア事務所の安全管理アドバイザーの報告等、最新の情報をプロジェクト実施者と共有する。特にモンバサ郡はイスラム系過激派によるテロ事案や誘拐事件の発生が確認されていることから、滞在期間の限定等の対策を徹底する。

#### 4. 事業の枠組み<sup>12</sup>

(1) 上位目標：ケニアにおける資源循環が促進される

指標及び目標値<sup>13</sup>：

対象都市部において、対象廃棄物の回収率がX年比でX%増加する。

対象都市部において、対象廃棄物の再資源化率がX年比でX%増加する。

対象都市部の資源回収及びデータ監理を推進する施策が実施される。

<sup>12</sup> 対象都市部とは、上位目標、プロジェクト目標ともに「ナイロビ市、キアンブ郡、モンバサ郡」を指す。

<sup>13</sup> 上位目標において「X」としている数値指標はプロジェクト終了時まで設定する。

(2) プロジェクト目標：ケニアの都市部において資源循環の仕組みが構築される指標及び目標値<sup>14</sup>：

発生源での適切な分別により対象都市部においてリサイクル可能な廃棄物がX%増加する。

対象都市部において、対象廃棄物の回収率がX年比でX%増加する。

対象都市部において、対象廃棄物の再資源化率がX年比でX%増加する。

(3) 成果

成果1 : ナイロビ市においてパイロット事業を通じて資源回収の適切な手法が構築される

成果2 : モンバサ郡においてパイロット事業を通じて MRF の適切な活用手法が構築される

成果3 : キアンブ郡においてパイロット事業を通じて最終処分場からの適切な資源回収手法が構築される

成果4 : パイロットサイトでの環境上適正な廃棄物管理や資源回収の経験がケニアの都市間で共有される

(4) 主な活動

活動1-1 : ナイロビ市に関するデータ・情報の収集と分析を行う。

活動1-2 : パイロット事業の対象地域を決定する。

活動1-3 : 対象となるリサイクル可能な廃棄物を分析・特定し、MRF の必要性を検証する。

活動1-4 : パイロット事業の計画を策定し、タスクフォースの承認を得る。

活動1-5 : タスクフォースにより承認された計画に基づきパイロット事業を実施する。

活動1-6 : 廃棄物の分別など、環境意識向上の啓発活動を実施する。

活動1-7 : 資源回収マニュアルを作成し、関連するステークホルダーとカウンティ政府職員を対象とした研修を実施する。

活動1-8 : パイロット事業のモニタリングを行い、課題を特定する。

活動1-9 : タスクフォース会合を開催する。

活動1-10 : ナイロビ市における資源回収システム構築のための成果、課題、

---

<sup>14</sup> プロジェクト目標において「X」としている数値指標はベースライン調査終了後に設定する。

教訓、提言を取りまとめる。

活動 2-1 : モンバサ郡のデータと情報を収集・分析する。

活動 2-2 : パイロット事業の対象地域を決定する。

活動 2-3 : 対象となるリサイクル可能な廃棄物を分析・特定し、MRF の必要性を検証する。

活動 2-4 : パイロット事業の計画を策定し、タスクフォースによって承認される。

活動 2-5 : タスクフォースにより承認された計画に基づきパイロット事業を実施する。

活動 2-6 : 廃棄物の分別など、環境意識向上の啓発活動を実施する。

活動 2-7 : MRF のマニュアルとガイドラインの作成を支援する。

活動 2-8 : タスクフォース会合を開催する。

活動 2-9 : モンバサ郡における資源回収システム構築のための成果、課題、教訓、提言を取りまとめる。

活動 3-1 : 既存施設の改善、福岡方式埋立区画の活用及び拡張計画を含む、最終処分場全体の施設管理計画を策定する。

活動 3-2 : 既存のインフラと技術を改善するためのパイロット事業を実施する。

活動 3-3 : 福岡方式埋立区画への廃棄物搬入を推進し、浸出水、埋立ガス等のモニタリングを実施する。

活動 3-4 : インフォーマルセクターや民間企業との対話を通じて、最終処分場での資源回収の効率化を図るための事業計画を策定する。

活動 3-5 : 最終処分場における資源回収の効率化のためのパイロット事業を実施し、評価と課題の特定に必要な情報をまとめる。

活動 3-6 : 最終処分場の管理を改善し、福岡方式を普及させるため、中央政府・郡政府職員向けの研修を実施する。

活動 4-1 : 地域レベルのネットワークを構築し、廃棄物の適正処理と資源回収のモデル事業を普及させるためのアクションプランを策定する。

活動 4-2 : アクションプランに基づき、廃棄物管理・資源回収を推進するためのテーマ別ワーキンググループを設置する。

活動 4-3 : 関連ドナー、民間企業、ACCP と廃棄物適正処理・資源回収のための協働アクションを実施する。

活動 4-4 : 各ワーキンググループの活動を通じて得られた成果や課題をステークホルダー間で共有し、ケニアにおける資源回収促進のための

提言をまとめる。

活動4-5 : 各ワーキンググループのテーマに基づいたワークショップの開催を支援する。

活動4-6 : 成果1~3で得られたデータを収集・分析する。

活動4-7 : 成果1~3のパイロット事業から得られた経験や教訓をケニアの都市間で共有するためのワークショップを開催する。

活動4-8 : 広報活動を実施する。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

- ・ C/P 関連組織に適切な人員・人数が配置されていること。
- ・ 関係省庁の廃棄物管理に対する実施方針が変わらないこと。
- ・ 安全管理上、プロジェクト活動に大規模な制約が生じないこと。

### (2) 外部条件

- ・ ケニア政府主導の廃棄物管理政策と法的枠組みが大幅に変更されない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ケニア国「ナイロビ市廃棄物管理能力向上プロジェクト」（評価年度2020年）では、廃棄物収集に対してフランチャイズ制度導入を目指し、収集エリアを区分して民間委託の計画を進めたが、既存の収集事業者への事前説明や意思疎通が不十分であり、既存の事業者が事業権の侵害を申し立て、裁判に発展した。同案件では既存業者に対する配慮の必要性が教訓として挙げられていることから、本事業においても廃棄収集や資源化に関する既得権益者の存在を確認し、PRO、CBO、業界団体、民間事業者、地域のリーダーといった主要な関係者との定期的な情報共有、対話の場を設け、活動への理解及び関与を促す計画である。

バングラデシュ国「ダッカ市廃棄物管理能力強化プロジェクト」（評価年度2015年）では、首都ダッカの廃棄物管理能力を向上させるために、専門家チームは事業開始より行政の最小区分であるワード（区）に注目し、ワードごとに収集運搬業務にかかる能力強化を実施した。同案件では、ワードごとに廃棄物管理の改善を行うプロセスを4つのコンポーネントで整理し、整理したプロセスを特定のワードで試行した。ダッカには約90のワードが存在するが、廃棄物管理改善プロセスを4つのコンポーネントに示すことで、他のワードにも廃棄物管理の手法を広めることにつながった。本事業においても、

複数の郡で資源回収のパイロット事業を実施する計画としており、資源回収を促進させるためのプロセスを整理・可視化することで、他地域での活用を促す計画とする。

以 上

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う (R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等)。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、

各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

#### (5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

#### (6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

## 2. 選択項目

### (1) 他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条2. 本業務にかかる事項、同専門家の活動内容は、別添を参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容

(1) チーフアドバイザー／廃棄物管理

< 指導科目 >

チーフアドバイザー／廃棄物管理

<派遣の目的>

- ・チーフアドバイザー／廃棄物管理専門家（以下、「本専門家」）としてプロジェクト全体の統括を行い、プロジェクト目標の達成に貢献する。
- ・ケニア都市部での資源回収の促進に向けて、郡政府、民間企業、市民、NGO、他のドナー等との連携を密に行い、プロジェクト目標の達成に貢献する。
- ・本専門家のほかに長期派遣専門家1名及び業務実施契約による複数の短期専門家の派遣、ローカルコンサルタントの傭上を計画している。本専門家は各専門家の活動を統括するとともに、ケニア側 C/P 及び関連機関と協力しプロジェクト目標の達成に貢献する。

<期待される成果>

(チーフアドバイザー)

- ・Plan of Operation (PO) に基づき、派遣期間内に投入・活動が効果的に実施され、Project Design Matrix (PDM) に定められる成果及びプロジェクト目標が達成される。
- ・C/P を含む相手国政府関係者と専門家の関係が良好に保たれ、関係者間のコミュニケーションや協調が図られる。
- ・ケニア側の法規制の変化や他のドナーの活動の動向をタイムリーに把握し、プロジェクト活動方針の見直しが柔軟に行われる。

(廃棄物管理)

- ・プロジェクト対象地において、EPR 規則や関連する法規則を実践するための実施体制強化及びパイロット事業が実施され、効率的な資源回収システムの構築に貢献する。
- ・C/P の廃棄物管理能力が強化され、民間企業、市民、NGO 等のアクターとの連携による資源回収の取組が拡大する。
- ・適正な廃棄物管理の実施のため、衛生埋立処分の導入手法が C/P やケニア国



内の郡政府において共有される。

- ・プロジェクトの活動成果を基に、アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）を通じた知見や事例の共有が促進される。

## <活動内容>

### （チーフアドバイザー）

- ・プロジェクトチームの日本側責任者として、C/P と密に協議してプロジェクト実施方針を検討し、他の専門家と構成する日本側チームをまとめ、プロジェクトを統括する。
- ・合同調整委員会（JCC）を設置、実施し、必要に応じてプロジェクト関係機関との連絡・調整・協調の枠組みや定期会議等を検討、実施する。
- ・合同調整委員会（JCC）やその下に設置されるタスクフォースにおいて進捗状況、成果、課題、教訓等について報告し、対応策や今後の方針について関係各者と協議する。
- ・進捗管理を通じて判明する課題や外部条件の変化等に対して、課題を分析し、C/P や関係者と密に議論をしたうえで、課題への対処、柔軟な計画変更の提案、計画の修正等を行う。
- ・JICA が指定する定期モニタリング方法に従い、各種報告書を JICA 本部及び事務所に遅延なく提出する。その際、コンサルタントチームと調整を行い、同チームが担う活動部分を含めて報告書を一本化する。
- ・業務調整担当専門家が行う予算管理、プロジェクト備上スタッフの業務や労務管理に関して、滞りなく実施されるよう指導・助言する。
- ・その他、効果的かつ効率的なプロジェクト実施に必要な取り組みや働きかけを、JICA（本部・事務所）及び他の専門家等と適宜相談しながら推進する。さらに、ケニアで JICA が実施する他セクターの協力に対しても、情報共有を行う。
- ・アフリカ各国において廃棄物分野に対する支援を JICA が検討する際に、ACCP を始めドナー関係者との意見交換に参加し、情報整理や検討に協力する。
- ・プロジェクトの成果に関して、ACCP との連携を通じケニア国内外において本プロジェクトで得られた知見の発信や共有を行う。また、他の開発パートナーや民間企業との密な情報交換を通じ、効果的な連携手法を検討し、実施する。

## （廃棄物管理）

- ・新法 Sustainable Waste Management Act や策定中の EPR 規則を実践するため、C/P が実施する資源回収効率化に向けたパイロット事業への支援を統括する。
- ・新法で掲げる郡政府の廃棄物管理計画の策定手法や EPR 規則の実践手法に関して、他国での事例の分析を踏まえ、C/P への提言・協議、ガイドライン等の策定支援を統括する。
- ・キアンブ郡での衛生埋立処分の導入に対する技術的支援及び他都市への知見共有に関する活動を統括する。また、最終処分場でインフォーマルセクターが行う資源回収との連携強化や効率化に関する活動を統括する。
- ・資源回収の担い手であるインフォーマルセクターとの協働手法や民間企業との連携を通じた資源回収の効率化手法に関して、C/P への提言・協議を行う。
- ・ケニアでの廃棄物管理分野に対する支援方針を JICA が検討する際に情報整理や検討に協力する。

## （２）廃棄物管理／業務調整

### < 指導科目 >

#### 廃棄物管理／業務調整

### < 派遣の目的 >

- ・廃棄物管理／業務調整専門家（以下、「本専門家」）は廃棄物管理専門家として、主たる C/P と共にケニア都市部の廃棄物管理改善及び資源回収促進に向けた検討を行い、プロジェクト目標の達成に貢献する。
- ・本専門家はチーフアドバイザーと共に、ケニア都市部での資源回収の促進に向けて、郡政府、民間企業、市民、NGO、他のドナー等との連携を密に行い、プロジェクト目標の達成に貢献する。
- ・本専門家は、業務調整専門家としてチーフアドバイザーを補佐し、現地で雇用するローカルコンサルタントおよび業務実施契約により派遣される専門家との活動進捗の共有や活動方針の検討、プロジェクト実施環境の変化に伴う活動計画の見直しに関して密に意思疎通を図ることで、プロジェクトの運営管理に貢献する。

## <期待される成果>

### (廃棄物管理)

- ・プロジェクト対象地において、EPR 規則や関連する法規則を実践するための実施体制強化及びパイロット事業が実施され、効率的な資源回収システムの構築に貢献する。
- ・C/P の廃棄物管理能力が強化され、民間企業、市民、NGO 等のアクターとの連携による資源回収の取組が拡大する。
- ・適正な廃棄物管理の実施のため、衛生埋立処分の導入手法が C/P やケニア国内の郡政府において共有される。
- ・プロジェクトの活動成果を基に、アフリカのきれいな街プラットフォーム (ACCP) を通じた知見や事例の共有が促進される。

### (業務調整)

- ・プロジェクト関係者間の円滑な意思疎通が図られ、プロジェクトの投入（専門家や機材調達等日本側の投入、C/P の配置等ケニア側の投入）の執行プロセスが計画通り実施される。
- ・他ドナーを含む関係機関との連携や広報等の取り組みが実施される。
- ・ケニア側の法規制の変化や他のドナーの活動の動向をタイムリーに把握し、チーフアドバイザー等との協議の下プロジェクト活動方針の見直しが柔軟に行われる。
- ・日本側の事務、会計、庶務が適正かつ効率的に行われる。

## <活動内容>

### (廃棄物管理)

- ・新法 Sustainable Waste Management Act や策定中の EPR 規則を実践するため、C/P が実施する資源回収効率化に向けたパイロット事業の実施を支援する。
- ・新法で掲げる郡政府の廃棄物管理計画の策定手法や EPR 規則の実践手法に関して、他国事例の分析を踏まえ、C/P への提言・協議、ガイドライン等の策定支援を実施する。
- ・キアンブ郡での衛生埋立処分の導入に対する技術的支援及び他都市への知見共有に関する活動を実施する。また、最終処分場でインフォーマルセクターが行う資源回収との連携強化や効率化に関する活動を実施する。
- ・資源回収の担い手であるインフォーマルセクターとの協働手法や民間企業との連携を通じた資源回収の効率化手法に関して、C/P への提言・協議を行う。

- ・ケニアでの廃棄物管理分野に対する支援方針を JICA が検討する際に情報整理や検討に協力する。
- ・廃棄物管理及び資源回収の促進に関して、効果的な官民連携の手法を検討する。
- ・ACCP の活動と連携し、廃棄物管理分野での本邦企業のビジネス展開に関する情報収集・発信を行う。
- ・アフリカ各国において廃棄物分野に対する支援を JICA が検討する際に、ACCP を始めドナー関係者との意見交換に参加し、チーフアドバイザーと共に情報整理や検討に協力する。
- ・チーフアドバイザーと共に、ACCP を通じたプロジェクトの成果や知見の発信や共有をケニア国内外で行う。また、他の開発パートナーや民間企業との密な情報交換を通じ、効果的な連携手法を検討し、実施する。

#### (業務調整)

- ・チーフアドバイザーの行うプロジェクト活動の運営調整および実施促進を補佐する。
- ・チーフアドバイザーを補佐し、プロジェクトの運営管理の進捗状況・将来計画に関する C/P への報告及び協議を行う。
- ・チーフアドバイザーを補佐し、合同調整委員会 (JCC) を設置、実施し、必要に応じてプロジェクト関係機関との連絡・調整・協調の枠組みや定期会議等を検討、実施する。
- ・チーフアドバイザーを補佐し、合同調整委員会 (JCC) やその下に設置されるタスクフォースにおいて進捗状況、成果、課題、教訓等について報告し、対応策や今後の方針について関係各者と協議する。
- ・チーフアドバイザーを補佐し、進捗管理を通じて判明する課題や外部条件の変化等に対して、課題を分析し、C/P や関係者と密に議論をしたうえで、課題への対処、柔軟な計画変更の提案、計画の修正等を行う。
- ・チーフアドバイザーを補佐し、JICA が指定する定期モニタリング方法に従い、各種報告書を JICA 本部及び事務所に遅延なく提出する。その際、コンサルタントチームと調整を行い、同チームが担う活動部分を含めて報告書を一本化する。
- ・チーフアドバイザーと共に、効果的かつ効率的なプロジェクト実施に必要な取組みや働きかけを、JICA (本部・事務所) 及び他の専門家等と適宜相談しながら推進する。さらに、ケニアで JICA が実施する他セクターの協力に対して

も、情報共有を行う。

・プロジェクトの予算・機材管理及びプロジェクト備上スタッフの業務・労務管理等の管理業務全般を行う。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 事業完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：リサイクル制度設計に関する制度構築・分析業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】



- ① 対象国及び類似地域：なし
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2024年4月下旬より業務を開始し、2029年4月中旬の終了まで、60ヵ月を3期に分けて複数年度にわたる業務実施契約にて実施することを想定しています。

第1期：2024年4月 ～ 2025年10月

第2期：2025年11月 ～ 2027年5月

第3期：2027年6月 ～ 2029年4月

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 54.0 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、循環型社会制度設計の専門性を持つ従事者を含めること。なお、業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月0.5を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

#### 2) 渡航回数を目途 全45回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- MRF Tool Kit 策定
- MRF 運営のデータ管理及び財政モデル分析
- 廃 PET リサイクル技術指針・PPP ガイドライン作成

#### (4) 配付資料／公開資料等

##### 1) 配付資料

- 詳細計画策定調査報告書一式
- 現時点で想定されるパイロット事業案
- R/D (写し)

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

|   | 便宜供与内容       |   |
|---|--------------|---|
| 1 | カウンターパートの配置  | 有 |
| 2 | 通訳の配置        | 無 |
| 3 | 執務スペース       | 有 |
| 4 | 家具 (机・椅子・棚等) | 有 |
| 5 | 事務機器 (コピー機等) | 無 |
| 6 | Wi-Fi        | 無 |

#### (6) 安全管理

初回渡航時にはケニア事務所で実施している安全管理ブリーフィングを受講し、現地での行動指針に従うこと。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書 (内訳書を含む。) の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2023年10月版) (以下同じ) を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場

合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

#### **【上限額】**

**271,643,000円（税抜）**

なお、定額計上分 37,698,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めません。

また、上記の金額は、下記（4）別見積としている項目を含みません。

**なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

#### **（3）別見積について（評価対象外）**

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### **（4）定額計上について**

上述（２）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

|   | 対象とする経費                   | 該当箇所   | 金額（税抜）      | 金額に含まれる範囲                      | 費用項目 |
|---|---------------------------|--|-------------|--------------------------------|------|
| 1 | MRF Tool Kit 策定ガイドライン作成   | 第2章 特記仕様書案 第4条業務の内容 2.(1) ④成果4「郡政府間における廃棄物管理や資源回収の経験の共有」に関わる活動 | 10,000,000円 | 調査業務一式                         | 再委託  |
| 2 | MRF 運営のデータ管理及び財政モデル分析     | 第2章 特記仕様書案 第4条業務の内容 2.(1) ④成果4「郡政府間における廃棄物管理や資源回収の経験の共有」に関わる活動 | 10,000,000円 | 調査業務一式                         | 再委託  |
| 3 | 廃PETリサイクル技術指針・PPPガイドライン作成 | 第2章 特記仕様書案 第4条業務の内容 2.(1) ④成果4「郡政府間における廃棄物管理や資源回収の経験の共有」に関わる活動 | 10,000,000円 | 調査業務一式                         | 再委託  |
| 4 | 本邦研修（本邦招へい）にかかる経費         | 第2章 特記仕様書案 第4条業務の内容 (2) 招へい                                    | 1,698,000円  | 受入期間の業務人月（招へい計画、3号を想定）0.5人月の報酬 | 報酬   |
| 5 | 本邦研修                      | 第2章 特記仕様書  | 1,000,000円  | 直接経費                           | 国内業  |

|   | (本邦招へい)にかか<br>る経費 | 第4条業務の内容<br>(2)招へい     |            |   | 務費  |
|---|-------------------|------------------------|------------|---|-----|
| 6 | トラックス<br>ケール      | 第2章 特記仕様書<br>案 第7条機材調達 | 5,000,000円 | 本項目で調達<br>する機材につ<br>いては事業開<br>始後にC/Pと<br>の議論を踏ま<br>えて決定 | 機材費 |

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

| 評価項目                           | 配点          |                 |
|--------------------------------|-------------|-----------------|
| <b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b> | <b>(10)</b> |                 |
| (1) 類似業務の経験                    | (6)         |                 |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等            | (4)         |                 |
| ア) 各種支援体制（本邦／現地）               | 3           |                 |
| イ) ワークライフバランス認定                | 1           |                 |
| <b>2. 業務の実施方針等</b>             | <b>(65)</b> |                 |
| (1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法          | 35          |                 |
| (2) 要員計画／作業計画等                 | 30          |                 |
| <b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>        | <b>(25)</b> |                 |
| (1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価    | 業務主任者<br>のみ | 業務管理<br>グループ/体制 |
| 1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇        | (25)        | (10)            |
| ア) 類似業務等の経験                    | 12          | 5               |
| イ) 業務主任者等としての経験                | 5           | 2               |
| ウ) 語学力                         | 5           | 2               |
| エ) その他学位、資格等                   | 3           | 1               |
| 2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇      | (-)         | (10)            |
| ア) 類似業務等の経験                    | -           | 5               |
| イ) 業務主任者等としての経験                | -           | 2               |
| ウ) 語学力                         | -           | 2               |
| エ) その他学位、資格等                   | -           | 1               |
| 3) 業務管理体制                      | (-)         | (5)             |